

令和6年度新潟県立長岡工業高等学校第2学年修学旅行 事業委託プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度新潟県立長岡工業高等学校第2学年修学旅行事業委託

(2) 事業の目的

本業務は、本校で第2学年において実施する修学旅行の企画、準備、添乗及び必要な事務作業等を、安全かつ円滑に行うことで、修学旅行の目的を達成することを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 参加予定人数

173名（生徒173名、引率教員8名）

(5) 業務内容

別紙「新潟県立長岡工業高等学校修学旅行事業委託仕様書」のとおり

(6) 見積額

一人あたり120,000円（消費税及び地方消費税を含む）。

ただし、旅行実施時まで消費税増税の際も、予算（見積限度額）内であること。

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる資格条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事業所を含む）を置く者であること。
- (3) 旅行業法施行規則第1条の2第1項又は第2項に規定する旅行業務の登録がされていること。
- (4) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く）であること。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 過去3年以内（令和2年4月1日から令和5年3月31日まで）に、高等学校及び中等教育学校に係わる修学旅行の受託実績があること。

3 説明会

- (1) 希望する場合は、令和5年5月15日（月）15時までに、団体名、参加者、連絡先電話番号、FAX番号、E-mailアドレスを問合せ先までご連絡ください。
- (2) 5月22日（月）又は5月23日（火）での実施となります。

(3) 実施日時については、担当よりご連絡を差し上げます。上記(2)の期日で希望する時間がある場合は、その旨を含め問合せ先までご連絡ください。

4 参加申込

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 別紙様式1「事業委託プロポーザル参加申込書」
 - イ 別紙様式2「会社概要」
 - ウ 別紙様式3「業務実績一覧表」
- (2) 期限 : 令和5年5月31日(水) 15時(必着)
- (3) 申込先 : 問合せ先に同じ
- (4) 方法 : 持参又は郵送

5 企画提案書作成要領

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書 7部(下記事項について、それぞれ具体的に記載願います)
 - (ア) 基本的な考え方
 - ① 修学旅行に対する基本的な考え方や方針等
 - (イ) 実施体制
 - ① 現地旅行会社(協力会社)及びコーディネーターの体制等
 - ② 添乗員の実績及び体制等
 - (ウ) 行程
 - ① 交通手段
 - ② 宿泊施設の概要、安全性等
 - (エ) 事前・事後研修、現地研修
 - ① 研修のねらいや内容、効果等
 - ② 研修の実施方法や創意工夫点、特色等
 - (オ) 安全管理
 - ① 修学旅行中の急病や事故などの緊急時の連絡体制や対応等
 - ② 新型コロナウイルス感染症感染防止対策等
 - ③ 保険内容
 - イ 見積書 7部
 - (ア) 様式は任意
 - (イ) 交通費・宿泊費・研修費・保険料等の諸経費詳細を明記し、代表者印を押印すること
- (2) 提出期限
 - ア 期限 : 令和5年6月7日(水) 15時(必着)
 - イ 提出先 : 問合せ先に同じ
 - ウ 方法 : 持参又は郵送
- (3) 留意事項
 - ア 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めない

6 ヒアリング

提案者に対しては、令和5年6月13日(火)又は6月14日(水)の16:00以降にて提案内容のヒアリングを実施するものとする。

なお、詳細については、別途通知する。

7 審査要領

(1) 審査方法

次の(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された企画提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
受託業務に対する考え	① 受託業務に対する考え方や方針が明確になっているか	4
旅行行程	① スムーズで無理のない行程であるか ② 宿泊施設の安全性は確保されているか	8
事前・事後研修	① 研修のねらいが明確で、現地研修につながる内容となっているか ② 創意工夫がなされ、学習効果が期待できる提案となっているか	8
現地研修	① 研修のねらいが明確で、かつ多様な経験ができるものとなっているか ② 添乗員、現地コーディネーター、現地旅行会社の体制は十分であるか ③ 創意工夫がなされ、学習効果が期待できる提案となっているか	12
安全対策等	① 修学旅行中での安全の配慮がなされているか ② 緊急時での対応や連絡体制等は十分であるか ③ 保険内容は十分であるか	4
費用	① 本事業の目的の達成するための適正な価格となっているか	4
	計	40

※ 配点は審査委員1名あたり

8 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書により通知する。

9 日程

- ・ 募集公示 令和5年5月10日(水)
- ・ 説明会希望受付 令和5年5月15日(月) 15時まで
- ・ 説明会 令和5年5月22日(月)又は5月23日(火)
- ・ 参加申込 令和5年5月31日(水) 15時まで
- ・ 参加資格の審査 令和5年6月1日(木)
- ・ 企画提案書等の提出 令和5年6月7日(水)
- ・ ヒアリング 令和5年6月13(火)又は6月14日(水)16時より
- ・ 審査結果の通知 令和5年6月20日(火)

10 契約の締結

- (1) 審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託契約の締結交渉を行う。(契約書の作成要)ただし、その者が地方自治法施行第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。
- (2) 最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

11 問合せ先

新潟県立長岡工業高等学校 担当：教諭 中野 哲也

所在地： 〒940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目7番70号

電話： 0258-35-1976

FAX： 0258-39-2054

12 その他、留意事項

- (1) 企画提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に要する経費等は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 参加申込書を提出後に参加を辞退する場合は、別紙様式4「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、または書類に虚偽記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に参加申込書や企画提案書を提出した者
 - エ 本要領中1の(6)見積額を著しく超えた見積額を提案した者